

令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会

令和5年3月22日 開 会

令和5年3月23日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月22日(水)〕	7
承認第1号から議案第8号まで9件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第1号から議案第6号及び議案第8号 事務局長補足説明	
議案第7号 消防長補足説明	
承認第1号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第1号から議案第8号までの8件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月23日(木)〕	23
一般質問	
議案第1号から議案第8号までの8件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議員議案第1号 議題	
提出議案の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案等の審議結果	47

諏訪広域連合告示第9号

令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年3月15日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和5年3月22日(水) 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
3月22日 (水)	11:30~	議会運営委員会	
	13:00~	全員協議会	専決処分承認を求めるとして 本定例会の運営について その他
	13:30~	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明・補足説明 質疑 討論・採決または委員会付託
	(15:00~) (~16:30)	常任委員会	付託議案審査
3月23日 (木)	9:30~ (~12:40)	本会議	一般質問 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論・採決 議員議案説明 質疑・討論・採決 (休憩) 【閉会】

※丸カッコ内は予定

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	森山岩光	2番	芳澤清人
3番	廻本多都子	4番	小山博子
5番	牛山正	6番	藤森靖明
7番	吉澤美樹郎	8番	川合弘人
9番	名取久仁春	10番	小松壮
11番	吉田浩	12番	今井康善
13番	中島保明	15番	長田近夫
16番	伊藤玲子	17番	望月克治
18番	松山孝志	19番	樋口敏之
20番	森安夫	21番	林元夫
22番	金井敬子		

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

14番 今井秀実

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて
- 議案第 2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて
- 議案第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 議案第 8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○議員提出

- 議員議案第 1号 諏訪広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについて

○一般質問

2人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和5年3月

順序	氏名	通告内容
1	望月克治 (茅野市)	1 高齢者施設内での、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された際の対応について 2 コロナ禍での消防体制について
2	金井敬子 (下諏訪町)	介護保険事業について 1 第9期介護保険事業計画策定に向けた課題について (1) 特養をはじめとした施設整備の現状と、今後についての考え方は。 (2) 各種アンケート調査と分析の進捗状況は。そこから捉えられている課題は、何か。 (3) 介護保険料についての考え方は。 (4) 国が進めようとしている制度改定についての見解と、対応は。 2 介護事業所への支援策について (1) 圏域内介護事業所の運営状況は、いかが把握されているか。 (2) 物価高騰における支援を、広域連合として具体化できないか。

令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月22日（水）

午後 1時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 議案第 1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて
- 日程第 5 議案第 2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて
- 日程第 6 議案第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 8 議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 9 議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第10 議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第11 議案第 8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第11
  - 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）まで9件一括議題
  - 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
  - 議案第1号から議案第6号及び議案第8号 事務局長補足説明
  - 議案第7号 消防長補足説明
  - 承認第1号 質疑、委員会付託省略、討論、採決
  - 議案第1号から議案第8号までの8件各質疑
  - 議案第1号、議案第2号、議案第4号のうち所管部分、議案第7号及び議案第8号 総務消防委員会に付託
  - 議案第3号、議案第4号のうち所管部分、議案第5号及び議案第6号 福祉環境委員



会に付託

散 会

〇出席議員（21名）

| 議席  |       | 議席  |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 森山岩光  | 2番  | 芳澤清人 |
| 3番  | 廻本多都子 | 4番  | 小山博子 |
| 5番  | 牛山正   | 6番  | 藤森靖明 |
| 7番  | 吉澤美樹郎 | 8番  | 川合弘人 |
| 9番  | 名取久仁春 | 10番 | 小松壮  |
| 11番 | 吉田浩   | 12番 | 今井康善 |
| 13番 | 中島保明  | 15番 | 長田近夫 |
| 16番 | 伊藤玲子  | 17番 | 望月克治 |
| 18番 | 松山孝志  | 19番 | 樋口敏之 |
| 20番 | 森安夫   | 21番 | 林元夫  |
| 22番 | 金井敬子  |     |      |

〇欠席議員（1名）

14番 今井秀実

〇説明のため出席した者の職氏名

|           |       |        |      |
|-----------|-------|--------|------|
| 広域連合長     | 金子ゆかり | 副広域連合長 | 今井竜五 |
| 副広域連合長    | 今井敦   | 副広域連合長 | 宮坂徹  |
| 副広域連合長    | 名取重治  | 副広域連合長 | 五味武雄 |
| 監査委員      | 山崎文男  | 事務局長   | 花岡光昭 |
| 会計管理者     | 松木史江  | 企画総務課長 | 師岡竜也 |
| 情報政策課長    | 久保田好康 | 介護保険課長 | 上田佳秋 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼淳夫  | 消防長    | 大槻秀次 |
| 消防次長兼総務課長 | 上原昭司  |        |      |

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

|     |      |           |      |
|-----|------|-----------|------|
| 書記長 | 藤森一彦 | 企画総務課総務係長 | 山本征幸 |
| 書記  | 今井稜  |           |      |

令和5年3月22日(水)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時30分

散会 午後 2時21分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時30分

---

**樋口敏之議長** ただいまから、令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

---

**樋口敏之議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**樋口敏之議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、6番藤森靖明議員、16番伊藤玲子議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**樋口敏之議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月23日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて(和解及び損害賠償の額を定めるについて)

○日程第 4

議案第 1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて

○日程第 5

議案第 2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて

○日程第 6

議案第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 7

議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第 8

議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第 9

議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第 10

議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第 11

議案第 8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

**樋口敏之議長** 日程第3 承認第1号から日程第11 議案第8号までの9件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中御参集をいただき、誠にありがとうございました。

昨年度に続き、令和4年度もまた新型コロナウイルスに翻弄され続けた年でありました。感染状況は、感染拡大のスピードは落ちてきているものの、収束にはまだ時間がかかる状況であり、一日も早く収束することを心から願うところであります。これまでに感染された方々並びに周囲の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、今もなお最前線で闘っておられる医療従事者の皆様方をはじめ、介護サービス事業者の皆様並びに感染防止に御協力をいただいている地域の皆様方に深く感謝を申し上げます。

国内で最初の感染が確認されてから3年が経過した、そしていよいよ新年度が始まろうとしています先月、国は新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけを5月8日に5類に移行する方針を示されました。新年度にはいよいよポストコロナへと移行し、活力ある日常が戻ってくることに期待が寄せられています。

その一方で、緊張の高まる世界情勢を背景に、エネルギー価格や物価高騰が止まらない上に、鳥インフルエンザの流行により、物価の優等生と言われている卵までが値上がりをするなど、今後の

市民生活や地域経済への影響については注視をしていく必要があります。

このような状況下、当連合といたしましては、圏域住民の暮らしに直結した各種サービスを充実し、引き続き構成6市町村とともに力を合わせて各事業の推進に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ圏域住民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には専決処分の承認案件1件、条例議案2件、補正予算案1件並びに令和5年度一般会計及び特別会計の予算案5件、合わせて9件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、昨年10月23日に長野県消防相互応援隊合同訓練に参加していた諏訪広域消防のはしご車が、高所からの救出及び消火訓練において、松本市島内にあります松塩地区広域施設組合あずさセンターの屋根付近に、はしごの一部を接触させた事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があり、専決処分をいたしました。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについては、これはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が全国地方公共団体等に一律適用されることに伴い、現行の諏訪広域連合個人情報保護条例を廃し、法の施行条例を制定するというものであります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについては、令和5年4月から地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の再任用に関し、本条例において準用する諏訪市職員の再任用に関する条例が廃止されるため、当該条例を廃止いたしたいとするものであります。

次に、補正予算案について御説明いたします。

議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、地域支援事業での介護予防・生活支援サービス事業費の増加に伴い、関連する市町村負担金の増額補正をするとともに、前年度からの繰越金のうち、介護給付費準備基金への積立て可能額を増額補正するものです。

次に、議案第4号から議案第8号までの令和5年度予算議案について御説明申し上げます。

議案第4号 一般会計につきましては、総額3億5,345万7,000円を計上いたしました。広域議会議員改選年度に実施する議員行政視察の経費や、新たに連合職員を対象として実施する研修の経費を計上したほか、小児夜間急病センターは令和5年度より1年を通して週4日診療となることから、事業経費の減少を見込んでおります。しかし、診療日数減少に伴う弊害が起きぬよう、引き続き医師会等との連携を図り、小児の初期救急医療の受入体制を確保するとともに、安定的な運営に努めてまいります。

議案第5号 救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億5,204万9,000円を計上いたしました。利用者が居住する施設の安全を確保するため、耐用年数が過ぎた高圧受電設備の更新工事を行い、居住環境の整備に取り組んでまいります。また、今後も利用者が健康で安心して生活できる

よう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

議案第6号 介護保険特別会計は、総額206億119万6,000円を計上いたしました。第8期介護保険事業計画のまとめと介護従事者確保定着事業を実施するほか、第9期介護保険事業計画の策定に当たり、持続可能な安定した介護保険事業の運営を目指し、計画を策定してまいります。

議案第7号 諏訪広域消防特別会計は、総額26億285万3,000円を計上いたしました。8消防施設に対しまして、感染症流行時においても適切に救急等業務が継続できるよう、消防施設及び設備の整備として、仮眠室の個室化や消毒室の整備等を実施してまいります。また、2台の車両を更新し、万全な出動態勢を確保してまいります。

議案第8号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,157万円を計上いたしました。情報ネットワーク推進事業や防災講演会など、住民の防災意識の醸成を図るための防災啓発等共同事業、LCV-FMを活用した行政情報の発信などに取り組んでまいります。

以上で各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、創意工夫も重ねながら、引き続き圏域住民の安全で安心な暮らしの実現に向けた取組をしてまいります。

なお、各議案の細部につきましては、この後、事務局長、消防長から補足説明をさせていただきます。

以上を申し上げまして、提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それでは私から、議案第1号から議案第6号及び議案第8号につきまして補足説明をさせていただきます。その後、議案第7号につきましては消防長から補足説明をいたします。

まず、議案第1号 諏訪広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を定めるについてを御説明いたします。

この条例は、個人情報保護に関する法律の施行に関して、必要な事項を定めるため制定するものであります。

条例の内容であります。この条例は本則5か条及び附則をもって構成しております。

それでは、条文について御説明いたします。第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では開示請求に係る手数料等、第4条では情報公開・個人情報審査会への諮問、第5条では必要な事項を実施機関が別に定めることを規定するものであります。

また、附則におきまして、個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置について規定するものでございます。

条例の施行日は令和5年4月1日からとなります。

議案第1号 諏訪広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を定めるについての説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについてを御説明

いたします。

この条例は、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へ引き上げられたことに伴い、定年退職する職員の雇用と年金の接続を図るため、平成31年3月29日付で制定したものでありますが、令和5年4月1日から地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、準用しております諏訪市職員の再任用に関する条例が廃止されることから、諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

なお、本条例廃止後の職員の再任用制度につきましては、本広域連合が準用する諏訪市職員の定年等に関する条例の規定に基づき運用をしております。

また、附則におきまして、条例の施行日を令和5年4月1日からとするものであります。

議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについての説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。議案の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,516万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ206億9,424万7,000円とするものであります。この補正予算は、今年度の介護予防生活支援サービス事業費の増加が見込まれること、介護給付費準備基金の積立額が確定したこと、以上の2点により補正を行うものであります。

内訳につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項1目関係市町村負担金に2,024万円、9款1項1目繰越金に2億492万2,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページ、13ページの歳出をお願いいたします。4款1項1目介護給付費準備基金積立金に2億492万2,000円、5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費に2,024万円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について御説明いたします。予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,345万7,000円と定めるものであります。

予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の内訳でございます。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は2億1,463万円を計上し、前年と比べ811万1,000円の増となります。

2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係るもので

あり、軽減額の2分の1に相当する7,100万円で、前年度と同額を計上しております。

3款県支出金1項2目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人の利用者負担の軽減に係る補助金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受けて、一般会計で事業実施するためのもので、18万5,000円の計上であります。

同項3目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は、小児夜間急病センターの運営に対する県補助金で、前年度比20万円減の80万円を見込んでおります。

同款2項1目介護保険関係負担金は、国の負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の4分の1に相当する3,550万円を計上しております。

ページの最下段、5款繰入金2項繰入金、次の10、11ページにお移りをいただきまして、5目総合福祉基金繰入金は、小児夜間急病センター事業に対する指定管理料に充てるため、250万円を繰入れいたします。

歳入は以上でございます。

次に12ページ、13ページからの歳出をお願いいたします。1款議会費1項1目議会費は、広域連合議会議員改選年に、隔年で実施しております行政視察に係る経費が増となっております、182万1,000円の計上であります。

2款総務費1項1目一般管理費は、1億3,629万9,000円で、主に事務局職員の人件費や情報システム管理事業費を計上いたしました。

16ページ、17ページをお願いいたします。3款民生費1項1目高齢者福祉費は、介護保険の低所得者対策に係る予算になります。社会福祉法人による減免事業補助金と、低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計への繰出金などで1億5,054万9,000円の計上であります。

18ページ、19ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の二次救急医療を確保するための圏域内6病院に対する運営費補助金で、3,323万2,000円の計上となります。

同項2目小児夜間急病センター事業費は、令和5年度より年度当初の4月から通年で診療日が火、木、土、日の週4日となるため、指定管理料が前年比547万7,000円減の2,853万8,000円となっております。

30ページ、31ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳であります。負担割合は規約で定められておりまして、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございます。

議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）につきまして御説明をいたします。予算書の33ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,204万9,000円と定めるものであります。

40ページ、41ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款1項2目民生費負担金は、現在の入所者のうち、市から入所した方の施設事務費及び施設生活費を入所に対応した市

が負担するもので、入所者88名分、2億2,643万円の計上であります。

同項にあります関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費の償還が令和4年度で終了したため、予算計上はございません。

3款1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、町村からの入所者が対象となります。37名分、9,543万2,000円の計上であります。

次に42ページ、43ページをお願いいたします。9款2項1目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、高圧受電設備の更新費用及び光熱費高騰に対する財源に充てるため、821万7,000円を繰り入れるものであります。

次に歳出をお願いいたします。

44ページ、45ページになります。2款1項1目施設管理費は、施設運営に係る職員人件費等の一般管理経費で、主な内容は調理業務、管理宿直、トイレ清掃等の業務委託料、身体機能が低下した高齢入所者が利用しやすくするための居室の洋室化の経費などで、2億5,068万6,000円の計上であります。

続いて、46ページ、47ページをお願いします。同項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄材料費、健康診断料、入所者小遣いや介護用ベッド、自動洗濯機の購入など、利用者の直接処遇に係る経費となっており、1億36万3,000円の計上であります。

続いて、49ページ。公債費になりますが、令和4年度で償還が終了したため皆減となっております。

少し飛びまして、58ページをお願いいたします。地方債に関わる調書であります。令和4年度で償還が終了しておりますので、年度末現在高見込額はゼロとなっております。

次の59ページ、関係市町村負担金内訳ですが、経常経費分、公債費分とも該当がございません。起債償還終了により、前年度比672万7,000円の減となっております。

議案第5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について説明を申し上げます。

予算書の61ページをお願いいたします。第1条です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ206億119万6,000円と定めるものであります。

少し飛びまして、70ページ、71ページをお願いします。歳入の内訳でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料は41億1,933万2,000円で、高齢者人口の減少推計により前年度から1,570万4,000円の減を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、28億9,602万2,000円。1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の市町村定率負担分となる12.5%分を保険給付費割20%、人口割80%で関係市町村に負担いただくものであります。2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業での市町村定率分を関係市町村が負担するもので、介護予防・日常生活支援総合事業は事



業費の12.5%分、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.25%分をそれぞれ高齢者人口割で負担をいただくものであります。3節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割20%、人口割80%で負担いただくものであります。

次に、4款1項1目介護給付費国庫負担金と、次の72ページに入りますが、5款1項1目介護給付費交付金、6款1項1目介護給付費県負担金は、いずれも増額となっております。保険給付費を国・県・市町村支払基金が一定の割合で負担するものであるため、保険給付費の増額に伴い増となっているものであります。

次に、8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、前年度と同額の1億4,200万円を計上しております。

また、同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、1億4,910万2,000円を計上し、第8期介護保険事業計画の最終年における給付費保険料負担分を補うため、介護給付費準備基金から繰入れをするものです。前年度に比べ、1,311万3,000円の増となっております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、76ページ、77ページをお願いいたします。歳入の主な内訳でございます。1款1項1目一般管理費は、主に人件費等の事務的な経費で、2億1,221万6,000円を計上し、前年度に比べて494万6,000円の減となっております。行政手続オンライン化に伴うシステム改修に係る委託料の減、介護保険業務電算使用料の減、また79ページになりますが、事業計画策定費において令和4年度に実施した高齢者等実態調査に係る役務費、委託料が減となっております。

次に82ページ、83ページをお願いします。2款保険給付費の総額は、190億5,899万5,000円で、前年度比2億6,418万6,000円の増となっております。なお、このページの1項介護サービス等諸費から、94ページになりますが、6項特定入所者介護サービス等費までの2款の予算につきましては、第8期介護保険事業計画最終年の給付費推計に基づき予算計上をしております。

82、83ページへ再度お戻りいただきたいと思っております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち、要支援の方を除く要介護1以上の方々に対するサービス給付費となります。この介護サービス等諸費の主な歳出は、1目居宅介護サービス給付費と、次の84ページにございます3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費の三つの給付費となります。なお、86ページの2項介護予防サービス等諸費以降の2款の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。最下段にあります5款地域支援事業費になります。地域支援事業費は12億966万8,000円で、前年度比2,298万4,000円の増となっております。地域支援事業の事業費は国によりその上限額が定められておりますが、その範囲の中で関係市町村からの要望額により計上しております。

最後に、112ページ、113ページをお願いいたします。関係市町村負担金の内訳でございます。各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してございます。

議案第6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

最後に、議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について御説明をいたします。149ページをお願いいたします。

第1条です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,157万円と定めるものであります。内容につきまして、まず歳入の方から御説明をいたします。

156ページ、157ページをお願いいたします。2款1項1目財産収入は、基金の利子収入で1,010万円、前年度と同額を計上しております。

4款1項1目繰越金は、前年度比149万9,000円の減、146万8,000円を計上しております。

158ページ、159ページをお願いします。歳出の内訳でございます。1款1項1目ふるさと振興事業費は1,147万円で、前年度比149万9,000円の減となっております。

事業ごとの主な内容であります。まず、ふるさと振興事業費が59万円で、前年度実施した御柱祭開催に伴う広域観光調査が終了したため、減額となっております。

スポーツ振興補助金は前年度と同額の50万円を計上しております。

次の情報ネットワーク推進事業費では、LCV-FM広報の委託料として、前年同額の580万8,000円を計上いたしました。

また情報関係負担金は、継続事業として長野県高速情報通信ネットワーク利用負担金、また新規事業として長野県セキュリティクラウド利用負担金、地方公共団体情報システム機構負担金の3事業、計316万3,000円を計上しております。新規事業2件の負担金につきましては、6市町村と広域連合が共同で利用していることから、諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計で対応することといたしまして、一般会計から移行し予算計上したものであります。

次の防災啓発等共同事業費におきましても、これまで一般会計で実施をしていた防災講演会を特別会計に移しまして、会場借上料等を予算計上しております。また令和5年度は、隔年実施しております臨時災害放送局開設訓練の実施年となりますので、委託料として106万7,000円を計上しております。

議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

消防関係を除く議案についての補足説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** それでは、私から議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書を御覧ください。

初めに、115ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億285万3,000円と定めるものでございます。

第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により定めたものでございます。内容は

118ページ、第2表に記載しておりますので説明は省略をさせていただきます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。124ページから127ページを御覧ください。歳入の内訳になります。1款1項1目関係市町村負担金は、22億8,848万9,000円の計上でございます。

2款1項1目消防手数料は、160万円の計上で、危険物許認可等の手数料でございます。

7款1項1目消防債は、2億5,150万円の計上で、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新整備及び感染症対策としての施設改修に関わる記載でございます。

次に、128ページから135ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1款1項1目一般管理費は、職員の人件費、研修等の職員管理に係る経費などで、18億8,751万6,000円の計上となっております。

同款2項1目消防管理費は、1億9,387万9,000円の計上で、光熱水費等の高騰、指令関連の修繕料が増となっております。

132、133ページをお願いいたします。2項2目消防施設費は、2億8,527万2,000円の計上で、感染症対策に伴う施設改修工事のほか、車両の更新整備などの経費を計上いたしました。

2款公債費は、2億3,118万6,000円の計上で、1項消防本部公債費で、平成30年度に更新いたしました、はしご付消防自動車の償還が終了するため減となっております。

136ページからの給与費明細書、145ページの地方債の現在高の見込みに関する調書についての説明は省略をさせていただきます。

146、147ページをお願いいたします。関係市町村負担金の内訳でございますので、御覧をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**樋口敏之議長** これより、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号から議案第8号までの8件について、順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。  
中島保明議員。

**13番中島保明議員** 13番、中島保明です。歳出について2点お聞きしたいと思います。まず、13ページの説明欄の18節負担金補助及び交付金のところなんですけれども、視察等負担金ということで4万4,000円という額なんですけれども、視察絡みのお金かと思うんですが、令和3年度の当初の予算書にも計上されていませんでしたので、これがどんなものかお聞きしたいというのが1点でございます。

それから、小児夜間急病センターについてお聞きしたいと思います。19ページになるかと思うんですが、連合長、それから事務局長のほうから週に4日体制で年度初めから行くという御説明があったところなんです。これについては令和4年度、今年度からもシフトを縮小してやっているということで来ているんですけれども、令和5年度はしっかり週4日で行くということで、その何といいますか、妥当性みたいなものをお聞きしたいと思っているんですけれども、利用者側からのクレームとか御意見とか、あるいはお医者さん側からの御意見等、何かあったのでしょうか。そこら辺のことも含めて、この週4日で行くという根拠的なものをお聞きできればと思います。以上、二つお願いします。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** まず、13ページの視察等負担金というものになりますが、こちらは視察に当たっての、いろいろ施設を見たりですとか、そういうこともあるものですから盛っているものでありまして、議員お一人当たり2,000円掛ける22人分という計算になっております。

それから、19ページの小児夜間急病センターの関係ですけれども、昨年7月から週休日を設けて週4日の診療となったわけでありまして、相変わらずまだコロナの影響がありまして、受診される方というのは決して増えてはいない状態であります。いつきの本当に、一昨年あたりの落ち込みよりはそれほどでもなくて、比較的徐々に元に戻りつつあるのかなという感じはありますけれども、もともと小児夜間急病センターは受診者が多いのが土日祝日でありまして、そこは以前と同様にやっているものですから、それに対して苦情が寄せられたりとか、そういったことは今のところはございません。それから当然、お医者様方、運営医師会もそれぞれ担当する日数というのは減ってはきますので、当番表を運営医師会の事務局が作って回しているんですけれども、その当番表の作成も以前よりはスムーズにしているのかなと考えております。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** 視察等負担金については、議員1人当たり2,000円ということで入場料的なものということで考えればよろしいということで、理解しました。

あと、小児夜間急病センターについては、まだまだコロナ禍の影響もあって、今後いろいろ、それも気にしながら推移を見ていく必要があるということで理解をいたしました。ありがとうございました。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号、議案第2号、議案第4号のうち所管部分、議案第7号及び議案第8号を。

福祉環境委員会に、議案第3号、議案第4号のうち所管部分、議案第5号及び議案第6号をそれぞれ付託いたします。

---

**樋口敏之議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**樋口敏之議長** 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 2時21分



## 令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月23日（木）

午前 9時30分 開会

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて
- 日程第 3 議案第 2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて
- 日程第 4 議案第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 6 議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 7 議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 8 議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第 9 議案第 8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 日程第 10 議員議案第 1号 諏訪広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについて

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1  | 一般質問   | ページ | ページ          |
|-----|----|--------|-----|--------------|
|     | 1番 | 望月克治 … | 25  | 2番 金井敬子 … 31 |
- 日程第 2～日程第 15
- 議案第1号から議案第8号まで8件一括議題
- 議案第1号、議案第2号、議案第4号のうち所管部分、議案第7号及び議案第8号  
総務消防委員長報告
- 議案第3号、議案第4号のうち所管部分、議案第5号及び議案第6号 福祉環境委員長報告
- 議案第1号から議案第8号まで8件各質疑、討論、採決
- 議員議案第1号 提出議案の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決
- 閉 会

### ○出席議員（21名）

- | 議席      | 議席      |
|---------|---------|
| 1番 森山岩光 | 2番 芳澤清人 |



|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 3番  | 廻本多都子 | 4番  | 小山博子 |
| 5番  | 牛山正   | 6番  | 藤森靖明 |
| 7番  | 吉澤美樹郎 | 8番  | 川合弘人 |
| 9番  | 名取久仁春 | 10番 | 小松壮  |
| 11番 | 吉田浩   | 12番 | 今井康善 |
| 13番 | 中島保明  | 15番 | 長田近夫 |
| 16番 | 伊藤玲子  | 17番 | 望月克治 |
| 18番 | 松山孝志  | 19番 | 樋口敏之 |
| 20番 | 森安夫   | 21番 | 林元夫  |
| 22番 | 金井敬子  |     |      |

○欠席議員（1名）

14番 今井秀実

○説明のため出席した者の職氏名

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 広域連合長     | 金子 ゆかり | 副広域連合長 | 今井 竜五 |
| 副広域連合長    | 今井 敦   | 副広域連合長 | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長    | 名取 重治  | 副広域連合長 | 五味 武雄 |
| 監査委員      | 山崎 文男  | 事務局長   | 花岡 光昭 |
| 会計管理者     | 松木 史江  | 企画総務課長 | 師岡 竜也 |
| 情報政策課長    | 久保田 好康 | 介護保険課長 | 上田 佳秋 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼 淳夫  | 消防長    | 大槻 秀次 |
| 消防次長兼総務課長 | 上原 昭司  |        |       |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|     |       |           |       |
|-----|-------|-----------|-------|
| 書記長 | 藤森 一彦 | 企画総務課総務係長 | 山本 征幸 |
| 書記  | 今井 稜  |           |       |

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-2)

開議 午前 9時30分

閉会 午前11時07分

(傍聴者 なし)

開 議 午前 9時30分

**樋口敏之議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人です。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**樋口敏之議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**17番望月克治議員** 高齢者施設内での、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された際の対応についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の感染者について、高齢者施設内で感染が確認された際に、県では施設内で療養するように要請していますが、諏訪圏内でそうした事例の対応を介護保険課では把握していますか。また報道では、5月から5類になった後の国の方針では、職員を対象にした無料検査の支援は継続されるとしています。現状で県から何らかの支援はなされているのでしょうか。以上、答弁を求めます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** おはようございます。それでは、望月克治議員の御質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、諏訪圏域における感染警戒レベルは、昨年7月以来の小康期に引き下げられ、県では感染拡大のリスクも低下してきている状況と判断されておりますが、介護サービスを提供いただいている事業者の皆様には、今もなお感染予防対策を講じながらサービス提供を続けていただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、諏訪圏域内の高齢者施設内での新型コロナウイルス感染者への対応状況につきましては、当広域連合が定める介護サービスにおける事故報告事務取扱要領に基づき、介護サービスの提供事

業者からの報告により把握に努めております。報告対象としている介護事故は、サービス提供中の利用者の死亡や負傷のほか、感染症の発生時にもお願いをしております。今年度の新型コロナウイルス感染症の感染者発生に伴う報告件数は、訪問・通所系のサービスを除くと、令和5年2月末現在において59件でありましたが、そのうち入院に至ったケースを除く34件が施設内療養での対応であったと把握しております。

しかしながら、この事故報告につきましては、あくまでもサービス提供事業者へのお願いにより提出をいただいているものであり、感染症法に基づき義務づけられている保健所への医師の届出と違い、報告漏れや失念等により確実な件数とは言いがたいのが実情です。当広域連合といたしましては、諏訪圏域内のサービス提供事業者に対しまして、引き続き事故報告事務取扱要領の周知を行い、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、県の支援についてお答えをいたします。県が実施している支援策といたしましては、長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金が用意をされております。施設内療養を行った高齢者施設などに対し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費などに対しまして補助するもので、対象要件により補助上限額が変わりますが、施設内療養者1人当たり最大で15万円を補助するものであります。

また、職員などを対象にした検査への支援につきましては、県では高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金により、事業者が自主的に実施したPCR検査などの検査料金、検査に要する診療費などに対し、検査1件ごと1万5,000円を上限に補助するメニューが用意されております。当広域連合では、県と連携し、これらの補助金の活用について事業者に向けて周知に努めているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 今お答えいただいたところで、やはり把握は確定的ではないということです。今後も、保健所を通さなくても医療機関で感染者に療養などの指示が出せるようになるということが医療の情報誌などでは伝わっているのですが、ますます分かりづらくなるのではないかと懸念しています。

介護施設では、施設内での隔離ということは非常に難しいと思うんです。クラスターの発生に結びついているという指摘もありますが、県は施設内での療養を要請しています。空いている居室があれば隔離もできるんでしょうが、なければ居室の利用者に移動してもらって、ほかの部屋に基準以上に入ってもらおうとか、そして隔離のための部屋を生み出すしか方法がありません。感染者もほかの利用者も環境悪化が起こるのではないのでしょうか。まるで基礎疾患を持っていることの多い高齢者の命を軽んじているかのように私には見えてしまいます。

コロナ対応は現在保健所が行うことになっているので、広域としては情報も入ってこない状況のようですが、5類となればこの辺は変わるんでしょうか。医療機関から直接広域に連絡が来るとか、そういったことは考えられますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 国では新型コロナウイルス感染症を今年5月から感染症法上の5類へ位置づけるとともに、これまで講じてきた各種の政策などについて見直しを行うこととしています。そのことから、何らかの変化があることが予想されます。

現在、新規感染者数は全国的に減少傾向にあるものの、今後も感染が継続していくことが見込まれます。高齢者施設等のサービス提供体制や基本的な感染対策など、十分な準備期間を設けた上で、激変を緩和するための適切な対策を講じながら、段階的に移行していく必要があるといった医療の専門家の意見も聞かれるところでございます。そういったことから、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 県の方針では、平均賃金よりも低いと言われている介護労働者に新型コロナウイルス感染症の患者対応もお願いしている状況、これはどう考えてもおかしいと感じています。先ほど施設には補助金等々があるということでしたが、介護従事者にそれが直接しっかりと渡るかどうかというのは、現状、経営が苦しい介護施設では難しい面があるのではないかと考えるのですが、そういったところを考慮して手当をつける。そういったものを決めて明確にしていく。そういう何らかの対応が必要だと感じるのですが、広域としては県や国にそうした意見をするとすることは考えていますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 介護人材の確保というのは大変重要な課題であると考えております。さらなる処遇改善が行われることが望ましいと考えているところでございます。

先月2月ですけれども、国の県議会定例会において、一般質問の答弁の中で、国に対して他業種における賃上げの状況などを踏まえ、介護職員の賃金が改善されるよう介護報酬の改定を要望していくという県の答弁もありました。そういったところも踏まえて、当広域連合といたしましては県と連携を取りながら、そういったところにも声を上げていく必要があると考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** ぜひ声を上げていていただきたいと思います。

今、進められている第9期の介護保険計画の策定に当たって、保険料の集め方を以前に一般質問でしましたが、所得に対する負担率が均等を図ることを求めました、以前にね。現在進められている計画では、このことを強く求めたいと思います。よく負担の公平性ということが言われますが、生活に余裕のある高所得者ほど負担率が低いのは公平と言えるのかということを感じます。

消費税を語るときによく、皆さん同じ税率なので、5%、10%と同じ税率なので公平だということを言われます。そうであれば、介護保険やこうした保険料も同じ税率で皆さんに掛ける、所得の少ない人には軽減策を設けるとというのが本来の筋ではないかと思っているところです。そうしたことをすれば財源は生まれて、介護従事者にも十分な手当が出せると思っていますが、そうしたこ

とは考えておられますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 現在、国の社会保障審議会等で給付と今後の制度の持続性などについての議論が進められております。そうした中で、さらに保険料につきましては多段階化を検討されているところを承知しているところでございます。現在、議員おっしゃったような負担の公平性というところを加味しながら、広域連合の介護保険料の改定に当たりましては、介護保険委員会の委員、様々な方の御意見を伺いながら進めていくところでございますので、今後そういった国の動向も踏まえて議論が進められていくと考えられているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** ぜひ十分検討していただいて、所得税も高額になるほど税率は上がっていきますよね。それは生活に必要とされるお金は一定で、それ以上のものに余裕のあるところからお金を集めるという考えなので、介護保険についてもそうした考えを取り入れていただくことを求めて、この質問を終わります。

では次に、消防体制についてお聞きします。コロナ禍での消防体制について、新型コロナウイルス感染症の拡大局面において、消防職員の人員体制、これは必要十分であったのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 御質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、特に救急搬送要請が増加する中、傷病者の救急搬送はもとより、消防業務全般において全力を尽くしてまいりました。

初めに、令和4年中の救急出動の状況についてでございます。速報値ではございますが9,488件で、平成11年の諏訪広域消防本部発足以来最多の件数であり、令和3年比1,272件の増でありました。救急出動の増加につきましては、新型コロナウイルス感染症の罹患者及び疑似者の救急搬送も増加の一因であると考えております。

その中での消防職員の人員体制でございますが、分署を含めた各消防署の出動態勢につきましては、それぞれ三つの係があり、最低勤務人員が決められており、各係1名から2名、出張や研修、休暇等を取れる人員を配置しております。職員が罹患や濃厚接触者となり、最低勤務人員を確保できない場合は、同じ署の他の係から人員を補充するなど、出動に必要な最低人員を確保して出動態勢に影響の出ないよう対応いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた時期には、同じ係内の職員で複数人の罹患や濃厚接触で出勤できなくなることがありました。そのようなことから、勤務体制を3部制勤務から2部制勤務に変更するなどの対応をしたところであります。幸いにもクラスターの発生もなく、出動隊数を減らすなどの対応を取ることなく、消防力を堅持しつつ感染拡大の時期を乗り切ることができました。

人員体制は、職員数が多ければ体制が整うのは十分承知しておりますが、このような教訓を生か

しながら、限られた人員で最大限の効果を生み出す方法もあると考えております。今後につきましても、諏訪圏域20万住民の皆様の負託にお答えできるよう、さらなる体制づくりをしていきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** では、家族などの感染や濃厚接触者、家族が濃厚接触者となった職員の勤務についてはどのような対応がなされていたのでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 職員の罹患や濃厚接触者としての対応については、国や県の考え方を参考にし、消防本部内に設置している新型コロナウイルス感染症諏訪広域消防警防本部にて検討をし、方針を決定しております。

職員が罹患及び濃厚接触者となった場合、また家族が濃厚接触者となった場合など、様々なケースがございますので、一定の基準を設け、感染拡大防止に当たっております。現在の基準では、職員が罹患した場合、罹患が判明した次の日から7日間を休暇とし、以後症状がなければ出勤可能としております。また、同居する家族が感染し、職員が濃厚接触者となった場合は、職員が罹患した場合と同様に濃厚接触者となった次の日から5日間の休暇としております。

なお、学校及び職場などで職員の家族が濃厚接触者となった場合は、PCR検査または抗原検査を実施し、結果が陰性で症状がなければ出勤可能としておりますが、職員の家族構成など様々なケースがあるため、定めてあります基準に照らし合わせ、個々に判断をさせていただき対応をしているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** ちょっと前に出された発表ですけれども、国際線の飛行機、国際移動をする際に、乗る前にPCR検査の証明書を出して乗ります。国内に入ってくる、例えば日本に来た、その日本の空港の入国審査前のPCR検査でコロナウイルスの検査をすると、そこには確実にコロナウイルスが発見されているという報道がありましたので、家族が濃厚接触者となったとき、その場でPCR検査をすればそれで済むという状況ではないというのが、今の科学的知見で分かっていることなんです。そういうことも加味して今後は検討していただきたいと思います。

私の聞るところだと、どこと言ってしまおうとまずいのかな。一消防署の対応で、一部隊が完全に感染等で職員がみんな休んでしまったということがあって、もう何人かその署の中で感染が確認されると、その署は2隊も編成できなくなるので、以前質問した中では1か所どこか閉じてしまわなきゃいけないということでしたが、そういったことを想定した、現実にもそういったところに迫っていた。非常に危険な、綱渡りのようなところもあったということをお聞きしています。

その3隊を2隊にした場合の休みですね。普通は3隊で3交代なのが2交代になるわけですから、その2交代になったときの調整は年間を通して調整をしたり、職員同士でやりくりをしたりして休みを都合しているということのようでしたが、今回の場合も本当に綱渡り状況であったところでも、そうした対応で皆さんの有給の消化、休みというものはできていたのか。また、職員の皆さんの有

給率、有給の消化率ですね、そうしたものはどのくらいになっているのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 職員の罹患や濃厚接触者によって、勤務体制を3部制勤務から2部制勤務にした期間は1週間弱でございました。増えた勤務日数につきましては、年間を通して調整をされております。

休暇の取得状況でございますが、夏季特別休暇につきましては職員全員が取得できております。また、自己の都合等で取得できる年次休暇の取得状況でございますが、当直勤務者の年間取得平均日数は11.2日となっており、勤務体制を3部制勤務から2部制勤務にした該当署の平均日数は11.4日の取得となっております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** よかったです。何とか皆さんの協力で調整ができて、休みも取りあえず、11.2日の有給は消化できているとは言えないので、もっともっと本当は有給はあるので消化していただきたいと思いますが、取りあえず危機的な状況でもそれだけ休暇が取れていたということは、皆さんの協力で成り立っているものだと思います。

この5月から、先ほども言いましたが、新型コロナウイルス感染症が5類になります。検査も治療も有料になる方針のようです。マスクの着用も緩くなる。もう現実問題がどちらでもいいですよという感じなんですけど、そうすると感染へのおそれは薄れてしまって、感染者が増えることが想像できます。また、若い世代では重症化しないということもあり、感染はしてウイルスは持っているけれども、自分には症状が出ないという、無症状の感染者も若い方には多いわけです。そうした方が増えていくと、当然のことながら高齢者施設にウイルスが入り込む可能性が高まります。そうなれば当然、高齢者の方は病気を持っていたり体が弱かったりということで、救急搬送やいろいろな医療機関への負担も多くなると思うんです。

消防への負担が、出動回数が昨年、今までで一番多かったと。1,200件も多かったということですので、そうした消防負担が上回ることを懸念されるんですが、消防本部ではそうしたことをどのように考えていて、またこの5類に変わった後、消防の体制について何か変更があるのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 今般、政府において新型コロナウイルス感染症を5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める2類感染症相当から5類感染症に移行する方針が決定されたところでございます。消防本部では、今後の国・県等の方針や動向に注視しながら、新型コロナウイルス感染症の患者を含む多様な傷病者を救急搬送する体制を維持するため、引き続き感染防止対策の徹底と、保健所や病院等の関係機関ともさらなる連携を図って対応をまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 大変な中で本当によくやっていると感謝申し上げます。そうした

中でやはり、いつも言うことですが、消防の皆さんとか警察とか医療関係者とか学校の先生とか保育士とか、こうした方々はやはり使命感を持ってやって、仕事に、職務に当たっているので、かなり無理をしてもやってしまうところがあるわけですね。そうしたところはちゃんと行政というか、責任を持つ立場の皆さんがそれを加味して、しっかりと対応を考えて、それが報われる状況をつくっていくのが本来の役割だと思っています。

ぜひ広域連合でも、連合長、副連合長の皆さんがそうしたことを念頭にしてお応えしていただくことを求めて、この質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 質問番号2番、議席番号22番、金井敬子です。介護保険事業について、通告に沿って順次質問をしてみたいと思います。

まず、第9期介護保険事業計画策定に向けた課題についてであります。第9期は再来年度から向こう3年分の事業計画となるわけですが、その策定に向けた準備や議論の進捗状況を、前回の質問に続きお聞きしてみたいと思います。第8期事業計画における施設整備の進捗状況や特養待機者数の推移は、前回もお聞きしている状況から大きな変化があるのか、まずお聞かせください。

下諏訪町の運営するハイム天白では、直近で100人の待機者がいることをお聞きしておりますが、広域全体では待機者数はどう変化しているのでしょうか。そしてその状況から、第9期に向けての施設整備についての考え方の変化はあるか、その点についてのお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問として、以下は質問席から質問させていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、金井敬子議員の御質問にお答えをいたします。まず、現在の第8期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況につきまして、昨年の9月定例会でお答えをさせていただきました状況から、変化のあったグループホームについて申し上げます。

計画期間中の整備予定数72人分に対しまして、半分の36人分が未整備でありましたが、昨年12月に実施した公募におきまして1事業者の応募があり、事前審査とプレゼンによる選定委員会により、令和5年度の設置予定者を選定いたしました。諏訪市湖南地区へ整備予定の18人分のグループホームとなりますので、計画期間中の未整備状況は18人分となりました。

なお、グループホーム以外の施設整備につきましては変化がなく、現時点の計画期間の未整備分は、特別養護老人ホームについては岡谷市へ整備予定の29床分、介護老人保健施設については茅野市で増床予定の20床分となっております。また、特定施設入居者生活介護につきましては、諏訪市へ新規整備を予定する29人分のほか、転換予定の143人分が未指定となっている状況です。

次に、特別養護老人ホームの待機者数の推移についてお答えいたします。直近では、令和4年9月末日時点の集計となりますが、6市町村の合計で461人でした。昨年の9月定例会でお答えをさせていただいた令和4年3月末日の526人から、半年で65人減少している状況です。

この減少傾向につきましては、有料老人ホームなどへの入居や通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた小規模多機能型居宅介護など、充実した在宅サービスが選ばれていることなどが考えられます。



次期事業計画の策定に当たり、施設整備につきましては、これら特養待機者や各種アンケート結果から要介護度、世帯の状況、年金受給額のほか、既存施設の稼働率などの状況に基づき必要整備数を検討するとともに、事業者の意向や各種制度の動向を踏まえ、さらに人口構造の変化を見据えた計画にしていきたいと思いますと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 特養待機者が半年で65人減っているということであります。しかしまだ、この数は500人台ということで、大変な数でありますし、入りたくても経済的な面等の困難さから在宅を選ばざるを得ない人も当然いることも、ぜひ考えの中には含めていただければと思うところです。

それでは次に、第9期事業計画策定に向けて実施されている各種アンケート調査やその分析の進捗状況について伺わせていただきます。また、それぞれの結果から第9期事業計画への課題と取られている課題は具体的に何なのかもお知らせいただければと思います。

過日、御連絡をいただき、広域のホームページに介護従事者及びケアマネを対象に行ったアンケート調査の結果を拝見いたしました。特にこの調査結果を受けての考察、あるいは介護人材の確保・定着に向けた取組は、まさにこの課題に当てはまるのかなと思って拝見したところですが、それも含めての御答弁をお願いいたします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 昨年4月から6月にかけて実施いたしました介護従事者等アンケート調査と、それに併せて実施いたしましたケアマネジャーアンケート調査につきましては、結果の集計が大変遅くなりましたが、今月に入り、諏訪圏域の介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業所のケアマネにお知らせをするとともに、広域連合のホームページに公表をさせていただきました。

この二つのアンケート調査は、特に介護に従事する人材の確保・定着に向けた取組に生かすことを目的に実施をさせていただいたところでございます。この結果から、課題として捉えたことの一つとして、介護の仕事はきつい仕事といったマイナスのイメージが先行し、人材確保の阻害要因となっていることを再確認したところでございます。そのことから、介護の仕事のイメージアップについて引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、上司によるパワハラのほか、同僚との関係など、職場内の人間関係に悩む実情がうかがえました。さらに、訪問介護など閉鎖された状況の中で、女性職員が男性利用者によるセクハラに悩まされる状況が推察されることから、職場環境の保全や改善に向け、ハラスメント防止に向けた研修会の必要性も課題の一つと捉えているところでございます。

そのほかでは、介護保険に関する最新・最適な情報提供やスキルアップのための研修の支援、あるいは相談体制の充実、こういったものを望む声が多かったところでございます。今後の介護人材の確保・定着に向けた取組に生かしていきたいと思いますと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 9期の事業計画策定を待たずとも、この介護アンケートで寄せられた答えの

中で、連合が課題として捉えられた、例えば情報発信とか、それから相談窓口については現状でも対応可能かなと思います。再来年度まで待たずとも、広域としてできることは積極的に取り組んでもいただきたいと思いますし、それから、これまで広域の広報として発行している紙媒体でも毎回、介護事業者のやりがい、自分の職場はこんなだよということをお伝えいただくコーナーが充実してきておりますので、さらにそこをもっともっとイメージアップにつながるようなものにしていってほしいなというふうな期待をするところです。

それでは次に、先ほど望月議員も質問されておりますけれども、第9期事業計画における介護保険料についての審議はどう進められているのかお聞きしたいと思います。この件に関しては、第8期において若干ではありましたが介護保険料を値上げされた経過があります。これ以上の負担増はもう勘弁願いたいという立場から、介護保険給付準備基金の大胆な取崩しによる保険料の引下げもぜひ視野に入れていただけないものかという立場からお聞きしたいと思うのですが、第8期における介護給付費や基金の取崩し状況、それから見込まれる第8期末の基金残高はどれくらいなのかということをお聞きしたいと思います。

この部分は昨日、委員会での議案質疑でもお聞きしておりますが、どうも私、理解ができず、すっきり胸に落ちていませんので、改めてお願いしたいと思うんですが、昨日のお答えを聞いて、私の頭の中で以下のように理解しておりますが、それが正しい理解なのか間違いであるのかの御指摘をいただきたいと思うんですが、令和2年度末、これは第7期末ということですが、基金残高はおよそ11億2,600万円あったものを、第8期で介護保険料の上昇を抑えるために、3年間かけて5億3,800万円を取り崩す予定でした。ところが実際には、この取崩しが3億1,600万円で済んでいる。そして、来年度の予算案で財産運用収入として計上されている11億6,700万円は、基金のおよそ0.1%が見込まれているということでありましたので、つまり今のところ存在する基金は11億6,700万円という理解でよろしいのでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 今、議員のおっしゃった質問について、まず最初のほうの介護保険料の審議の件についてお答えをさせていただきます。介護保険料の審議につきましては、諏訪広域連合の介護保険委員会において進めてまいります。例年、事業運営状況の報告や新規事務の取扱いに係る協議など、年間3回を開催しておりますが、事業計画の策定年度につきましては6回を予定し、加えて保険料部会における審議も適宜開催をする予定でございます。

昨年7月に示されました国の次期事業計画策定に係るスケジュールからは、保険料についての議論は確定版の推計ツールが提供される9月以降になると考えております。したがって、介護給付費準備基金の取崩し額につきましても、そこから幾つかのパターンの試算を繰り返し議論されていくと考えているところでございます。

また、保険料の算定につきましては、次期事業計画に係る制度改正の内容が大きく影響をしております。現在、社会保障審議会により、給付と負担の見直しを柱に議論が進められておりますので、その動向を注視しながら基金の取崩し額についても検討していくことになると考えているとこ

ろでございます。

続きまして、基金の考え方でございます。昨日の委員会において、令和5年度末に見込まれる基金額について御質問をされたかと思えます。私が申し上げた答弁は、先ほど議員おっしゃった考え方でよろしいかと思えます。なお、昨日あれから帰って調べまして、3月頭に開催をされました介護保険委員会で報告をさせていただいていた令和4年度末に見込まれる基金の残高を報告しておりました。その金額につきましては、13億7,180万円ほどを見込んでいたと資料提供をさせていただきましたので、そのように御理解をいただければと思っているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** そうしますと、第8期において、それまでためてあった基金をおよそ半分取り崩す。残りもおよそ半分になるかなと私はずっと思っていたんですが、令和4年度末で13億7,180万円ということは、第7期末の基金残高より増えているということです。

そうすると、これから令和5年度の予算執行に当たって、大幅な給付費の増もあるかもしれないけれども、少なくとも第7期末の基金残高を上回るか、あるいは少なくとも同程度は見ているのかなと、いいほうに考えるとそう思ってしまうんですが、それではぜひ、第7期末より増えるかもしれない第8期末の基金の大胆な取崩しによって、保険料の引下げもぜひ視野に入らないでしょうか。この点はいかがですか、お聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 準備基金取崩し額につきましては、先ほどお答えをさせていただいたとおり、今後の介護保険委員会の中でしっかり議論がされていくと考えております。第8期中の基金取崩し額、予定していたものは5億3,800万円でございますが、そのあたりを基準にして、実際に第9期に向けて介護保険制度の改正に向けて今、議論が進められているところでございます。そういったものを総合的に判断して、委員会において議論が進められていくということが考えられるところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** では、その議論の進捗状況をこれから注視してまいりたいと思います。

現在、厚生労働省が検討している次期制度改定には、サービス利用料の2割負担、あるいは3割負担の対象の拡大や、要介護1・2の訪問や通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設等の多床室の室料の有料化等も含まれており、被保険者やサービス利用者にとって大幅な負担引上げと給付抑制につながるものが懸念されます。こうした国の方針に対する連合長の見解を求めたいと思います。また、被保険者や介護サービス利用者、あるいは家族にとって不利益にならないよう、国への積極的な意見提出を求めたいと思いますが、連合長はいかがお考えでしょう。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 次期介護保険制度の改正に向けて、度重なる答弁ですみませんが、現在、社会保障審議会により給付と負担の見直しを柱に議論が進められていると承知しております。要介護1・2の介護サービスに関する地域支援事業への移行やケアプランの有料化については、その影

響や評価、分析などを踏まえ、包括的に検討をし、次期事業計画のさらに先となります第10期計画期間の開始までに結論を得るとするなど、慎重な審議が行われていると承知しております。

また、サービス利用料に係る現役並み所得、一定以上所得の判断基準や多床室の室料負担については、次期計画に向け結論づけられる予定であります。

次期介護保険制度の改正に向けたこれらの議論につきましては、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費、そして利用者負担の適切な組合せにより制度の持続可能性を高めていくために必要な議論であると考えております。

保険者の当広域連合といたしましては、制度改正の内容により次期介護保険事業計画の策定に大きく影響することと捉えておりますが、現時点におきましては賛否両論による検討の途中でありますことから、今後も社会保障審議会での議論等、動向を注視してまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 様々な介護保険も含む社会保障において、制度維持のためには受益者の負担増は当然のと言われ方が当たり前かのように言われるようになってしまいました。この介護保険制度も、本来の社会保障の役目を十分果たしていただけるようにと望みます。一番は、これ以上の負担増は極力避けていただきたい、その立場を強く広域連合にも求めたいと思います。

それでは次に移ります。介護事業所への支援策についてお聞きしてまいりたいと思います。長く続いたコロナ禍や昨今の物価高騰で、介護事業所の運営も大変な状況です。圏域内介護事業所の運営状況についてはどう把握されているのでしょうか。圏域内介護事業所の運営状況についての把握状況と、それから新型コロナ感染症拡大の波を幾つか受けてきたこの間、圏域住民へ提供されるサービスの質や量に低下は生じなかったのか。これも前回9月の議会のときに質問して、サービスを中断する事業所があれば、連携を取りながら他の事業所でのサービスを受けられるよう努めてきたというお答えはいただいておりますが、一番気になるのは、必要なサービスが必要な分、求める方たちに提供されたかであります。その点についてお答えください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 当広域連合では、介護保険法に基づき、地域密着型サービスの提供事業者に対しまして、事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めているところでございます。

この中で、事業者には提供しているサービス内容などを明らかにし、地域に開かれたサービスとさせていただくことで、サービスの質を確保できるよう、運営推進会議を設置していただいております。そのメンバーには利用者や御家族のほか、地域住民の代表者や有識者とともに行政職員も含まれており、また開催頻度はサービスごとに異なりますが、おおむね2か月、またはおおむね6か月に1回以上としているところでございます。

しかし、現在はほぼ全ての事業所において、感染予防対策のため集合形式での開催は中止され、書面会議にて報告を受けている状況でございます。報告内容は、利用者や職員の状況のほか、事故

や健康診断の状況、利用者等からの苦情や要望の内容、地域連携や行事の実施状況などが主なものとなっておりますが、その中で最近では、諸物価高騰のため料金体系の維持が困難で、やむなく食事代の料金改定を実施している状況を、利用者や御家族に充てた案内文で目にすることが多くなってきていると感じております。

なお、6月に実施予定のサービス提供事業所アンケートでは、利用者数や介護従事者の充足状況などについて把握をしていきたいと考えております。また、現在のコロナ禍におけるサービス提供体制につきましては、特に施設系のところではサービス提供がストップしてしまうことがないように、連携を取って運営を行っていただいておりますが、特に通所系の事業所におきましては、やはりお断りをさせていただかなければいけないといったコロナの状況が発生した場合は、逆に訪問型に切り替えて、サービス提供事業者が介護サービス利用者に連絡をし、また訪問してサービス提供の維持を図るといった切替え型も進められているところでございます。そういったことから、サービス提供事業、質、量ともに低下しないよう、それぞれ提供に努めていただいているといった状況を把握しているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 先ほど、望月議員の質問の答弁の中で、コロナが発生してしまった際の介護事業者への国あるいは県の支援があるというお話もありましたけれども、介護事業所の所在する市町村からも、形は違えど支援もあったかなと思っておりますが、介護事業の運営者である諏訪広域連合として、この間、コロナ禍や物価高騰の連続で大変厳しい状況の中、奮闘いただいている介護事業所に対し支援策をぜひ検討いただけないものかと思うのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 独自財源を持たない当広域連合といたしましては、支援策の検討に至らないといったところが実情でございます。現状では、昨年9月の県の補正予算において、物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう創設をされました長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金、こちらにつきまして市町村と連携を図りながら周知に努めてまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 今後、再び感染拡大の波が襲ってこないとも限りません。そのときは、私はぜひ、財源はないと今、答弁があったわけですが、各市町村から負担を求める手もあるのかなとも思うところですが、ぜひ介護保険の事業運営者として、最大限可能な支援策を模索いただければと思います。その再びの感染の波が来ないことを心から祈り、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時39分

樋口敏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて

○日程第 4

議案第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 5

議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第 6

議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第 7

議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第 8

議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第 9

議案第 8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

樋口敏之議長 日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号までの8件を一括議題といたします。

この8件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

森安夫総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された5件の議案審査に当たり、9名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについてを報告いたします。

審査の過程において、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて報告いたします。

審査の過程において、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入の内1款1項1目1節から3節、3款1項3目、4款から7款及び歳出のうち3款を除く全てであります。

審査の過程においては、質疑討論なく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、施設整備において行われる仮眠室の整備場所はとの質疑に対し、既に仮眠室が整備されている岡谷署以外の個室化を行うとの答弁がありました。

また、配備する自動車の車種と予定署はどこかとの質疑に対し、原消防署に水槽付消防ポンプ自動車、富士見消防署に高規格救急自動車を配備する予定であるとの答弁がありました。

また、職員手当のうち、時間外勤務手当と特殊勤務手当が増えているが、その理由とその積算方法についての質疑に対し、職員構成の変動と実績を加味した積算となっているとの答弁がありました。

また、会計年度任用職員の報酬の増減理由はとの質疑に対し、会計年度任用職員の勤務年数に応じた報酬増と昨年度からの積算の見直しによる減であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、LCV-FM広報委託料の内容はとの質疑に対し、LCV-FMにおいて、県、広域連合、6市町村のイベント・募集のお知らせ等を1日3回、各市町村の判断により優先順位の高いものから放送しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**芳澤清人福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会において付託された4件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井副広域連合長、宮坂副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

審査の過程において、増額補正によって積立基金の残高が今年度末に幾らになる見込みなのかという質疑に対し、今回の補正予算では、実際に給付費から見込まれる基金積立金を2億492万8,000円としているものですが、実際は令和4年度の給付費の支払いが完了していないため、現時点での今年度末の基金残高に関しては確定していないとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算案について、当委員会に付託された部

分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算案について報告いたします。

審査の過程において、基金繰入れについて、基金残高は幾らかとの質疑に対し、令和5年度末において約2億2,600万円の見込みであるとの答弁がありました。

また、繰入れが必要な理由はとの質疑に対し、光熱水費の高騰に加え、入所者減少に伴い収入が減少するため繰り入れるとの答弁がありました。

また、光熱水費、賄材料費の予算は例年と比べて多く見込んでいるかとの質疑に対し、昨年度比、賄材料費が約70万円、光熱水費が約300万円増額となっているとの答弁がありました。

また、高圧受電設備の更新の理由はとの質疑に対し、一斉停電をせず点検ができるように、老朽化の進んだ設備の一部を更新するものであるとの答弁がありました。

また、居室の洋室化の計画はとの質疑に対し、令和5年度及び6年度に2室ずつ改修し、計画が終了するとの答弁がありました。

また、職員が1名減となるが、人件費が増額となっている理由はとの質疑に対し、正規職員の給与改定及び定期昇給による人件費の増が1名減の会計年度任用職員の人件費を上回るためとの答弁がありました。

また、現在の社会情勢において、入所者の動向はどのような状況かとの質疑に対し、施設内の高齢化が進んでいることにより、死亡等による退所者が新規入所者を上回る傾向があるとの答弁がありました。

また、機能回復訓練業務、摂食嚥下訓練業務は外部の専門職に委託しているのかとの質疑に対し、諏訪中央病院に委託しているとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算案について報告いたします。

審査の過程において、歳入の第1号被保険者保険料が前年度比マイナスとなっているが、どの程度の人口減を見込んでいるのかとの質疑に対し、特別徴収、普通徴収のトータルで209名減と見込んでいるとの答弁がありました。

また、歳入の第1号被保険者保険料が人口減により前年度マイナスとなっているのに対して、低所得者保険料軽減繰入金については前年度予算と同額であるが、対象者数に変化はないのかとの質疑に対し、低所得者保険料軽減の対象者は第1段階から第3段階までの方となり、この対象者数に増減は見込んでいないと答弁がありました。

また、関係市町村負担金の算出方法はとの質疑に対し、保険給付費関係負担金については、歳出の給付費総額に市町村負担分である12.5%を乗じた額が負担金で、地域支援事業関係負担金については、各事業費に対して、総合事業は12.5%、包括的支援事業及び任意事業は19.25%、任意事業のうち適正化に関しては100%を乗じた額が負担金となり、事務費関係



負担金については、総事業費に対し100%負担金となるとの答弁がありました。

また、計画期間内の基金繰入れ予定額と現時点での見込額の差はとの質疑に対し、見込額は事業計画での基金繰入れ予定額を下回る見込みであるとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** ただいまの各常任委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するについて、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第10

### 議員議案第 1号 諏訪広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を定めるにつ

いて

**樋口敏之議長** 次に、日程第10 議員議案第1号 諏訪広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉澤美樹郎議員。

**7番吉澤美樹郎議員** 提出者の吉澤美樹郎でございます。それでは、議員議案第1号 諏訪広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を定めるについての御説明を申し上げます。

制定の理由につきましては、令和3年のデジタル改革関連法により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日施行により、これまで独自の個人情報保護条例を制定していた自治体に、個人情報の保護に関する法律が一律に適用されることとなります。改正後の法律では、地方自治体の機関から議会は除外されているため、引き続き当議会における個人情報の適切な取扱いを図るため制定するものであります。

条例の目的であります。当議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、当議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、当議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護するものであります。

それでは、条例の概要を御説明申し上げます。条例は第1章から第5章まで、51条からなる本則及び附則で構成されております。

本則の第1章総則として、目的、定義、議会の責務を規定しており、第2章個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有の制限等不適正な利用の禁止、安全管理措置、従事者の義務、利用及び提供の制限などを規定しております。第3章では、個人情報ファイルに関する規定。第4章では、開示、訂正及び利用停止等として開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、開示の実施、費用の負担などについて規定をしています。第5章では、雑則として適用外、委任などについて規定をしています。

附則であります。この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上が主な概要であります。内容の詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりとなります。

以上で、議員議案第1号の説明を終わらせていただきます。御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**樋口敏之議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議員議案第1号は諏訪広域連合申合せ事項16（2）により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議員議案第1号は委員会付託を省略することに決

定いたしました。

これより議員議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議員議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議員議案第1号は原案のとおり可決されました。

**樋口敏之議長** 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午前11時05分

---

**樋口敏之議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め、課題の解決に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今定例会が任期最後の議会となりました。この間、諏訪広域連合の行政に対しまして御支援、御協力を賜りましたことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

来月の改選に当たりまして、御引退をされる議員の皆様には、今後も御健勝にて、立場が変われど、大所高所よりこの当広域連合に対しましても、御教示、御指導賜りますれば幸いに存じます。再選を目指される議員各位におかれましては、所期の目的を達成されますよう、御健闘をお祈り申し上げます。

最後になりますが、ここで退職される職員各位をはじめ、コロナ感染症に翻弄されながらも当連合の事業の推進に御尽力をされました皆様心より感謝を申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**樋口敏之議長** これにて、令和5年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。長い間、大変お疲れさまでした。

---

閉 会 午前11時07分

---

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 樋 口 敏 之

6 番 藤 森 靖 明

1 6 番 伊 藤 玲 子



## 議案等の審議結果

### 広域連合長提出

| 事 件 番 号 | 上程月日     | 付 託 委 員 会   | 議 決 月 日  | 審 議 結 果 |
|---------|----------|-------------|----------|---------|
| 承認第 1 号 | 5. 3. 22 | 省 略         | 5. 3. 22 | 原 案 承 認 |
| 議案第 1 号 | 〃        | 総務消防委員会     | 5. 3. 23 | 原 案 可 決 |
| 議案第 2 号 | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議案第 3 号 | 〃        | 福祉環境委員会     | 〃        | 〃       |
| 議案第 4 号 | 〃        | 各 常 任 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 議案第 5 号 | 〃        | 福祉環境委員会     | 〃        | 〃       |
| 議案第 6 号 | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |
| 議案第 7 号 | 〃        | 総務消防委員会     | 〃        | 〃       |
| 議案第 8 号 | 〃        | 〃           | 〃        | 〃       |

### 議員提出

| 事 件 番 号   | 上程月日     | 付 託 委 員 会 | 議 決 月 日  | 審 議 結 果 |
|-----------|----------|-----------|----------|---------|
| 議員議案第 1 号 | 5. 3. 22 | 省 略       | 5. 3. 23 | 原 案 可 決 |